

<地域関係者向け（自主防災組織、自治会、民生委員など）>

個別避難計画作成の手引き

※今後の取組の進捗に応じて内容の更新を行う場合があります。

■ 個別避難計画とは

- 個別避難計画とは、高齢者や障がいのある方等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画です。
- 市町村が、地域の自主防災組織や自治会、民生委員などの関係者と協力して作成することとされています。

Q. なぜ「個別避難計画」の取組を進める必要があるの？

頻発化する大規模災害において高齢者や障がいのある方などの避難行動要支援者に被害が集中していることから、国において令和3年5月に法律が改正され、個別避難計画の作成が法律に位置付けられました。



■ 計画作成の対象者

- 平常時から避難行動要支援者名簿の情報提供に同意された方

避難行動要支援者名簿について

避難行動要支援者名簿とは、災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、避難支援に関わる関係者に提供して、避難支援などに活用するものです。

■名簿掲載者の要件（施設入所者や長期入院の方は除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障害者手帳の第1種及び第2種の1級・2級を所持する方（ただし、心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を所持する方
- オ 難病患者で、岡山県が作成する難病患者災害時要援護者リストに記載された方
- カ アからオまでに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した方
- キ アからオまでに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった方

■名簿提供先（避難支援等関係者）

- ・ 自主防災組織
- ・ 自治会
- ・ 民生委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 美作市消防本部
- ・ 美作警察署 など

■ 計画作成の流れ

- まずは、対象者の状況把握を中心に、可能な範囲で計画書の作成に取り組んでみましょう。
- さらなる取組が可能な場合には、避難訓練などを実施し、実効性の高い避難支援体制づくりを進めていきましょう。

ステップ1

事前準備・対象者の確認

ステップ2

訪問・聞き取りの実施

ステップ3

計画書の作成・提出

■ 各ステップの取組内容

ステップ1 事前準備・対象者の確認

- 計画作成の進め方や役割分担などについて話し合う。
- 市から提供される避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する。

- ・まずは、地域内で計画作成の進め方や役割分担などについて話し合いましょう。
- ・計画を作成する対象者については、市から提供する避難行動要支援者名簿をご確認ください。

こんなときはどうすればいいの？

■ 要支援者名簿に掲載されていない方でも避難に不安を感じている人がいる。

→名簿に掲載されていない方であっても、避難支援が必要と考えている方がおられる場合は、可能な範囲で、計画作成をお願いします。

なお、本人が名簿への掲載を希望されている場合や地域の関係者が必要と考える場合は、本人や地域の関係者から名簿掲載のための申請書を提出していただくことにより名簿掲載を行います。

ステップ2 訪問・聞き取りの実施

- 対象者宅を訪問し、計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを実施する。

- ・対象者に対して、個別訪問を実施します。自主防災組織や自治会を中心に対象者がお住まいの地区の班長、民生委員の方などと協力して行いましょう。
- ・個人情報の拡散を防ぐことから、あまり人数が多くならないように注意しましょう。（2～3名程度が望ましい）
- ・必要に応じて民生委員の方が作成している要援護者台帳の情報を活用しましょう。
- ・訪問にあたっては、計画作成の趣旨などについて説明するとともに、生活状況等について聞き取りを実施します。

こんなときはどうすればいいの？

■ 要支援者に聞き取りを行う場合、どのような内容を聞き取っていいかわからない。

→市が作成した個別避難計画の記入例を参考にして聞き取りを行ってください。

■ 要支援者に対して訪問・聞き取りを行っても、正確な情報等が得られない。

→民生委員や地区社協など地域で把握している情報により、計画を作成することも考えられます。その場合は、作成後に、本人や家族の方に、計画の内容を確認してもらいましょう。

ステップ3 計画書の作成・提出

- ステップ2で聞き取った内容をもとに市の計画様式を用いて計画書を作成する。
（地域の関係者が作成した場合は、本人や家族の方に計画の内容を確認してもらう。）
- 地域の控え用に、コピーをとる。
- 本人には、控えとして「美作市個別避難計画 抜粋」をお渡しする。
- 作成した計画は、美作市危機管理室へ提出する。

こんなときはどうすればいいの？

■ 支援者を探しているが、なかなか支援者が見つからない。

→個人による支援が難しい場合は、自主防災組織や自治会などの班など団体単位で支援を行うことが考えられます。

→声かけだけでも避難のキッカケを作る重要な支援になります。はじめから全ての支援を行うことを前提とせず、お互いにできることから少しずつ分担しましょう。

■ 個人情報の取扱いについて

- 市から提供した避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報です。支援に必要な人に情報が漏れることのないよう、管理には十分な注意をお願いします。

□ 個人情報の取扱いについてルールを決めて管理しましょう

ルールに入れておきたい項目は以下のとおりです

- ①個人情報管理責任者や、適切な場所での保管について
個人情報管理責任者・・・自主防災組織会長など
- ②取得する個人情報の範囲について
緊急連絡先、家族構成や支援を必要とする事由など
- ③個人情報を共有する範囲について
自主防災組織や自治会、支援者など
- ④利用目的について
避難支援体制づくりや災害時の避難行動のため など

□ 災害時の支援に必要な最小限の情報の収集にとどめましょう

要支援者から聞き取り等によって収集する個人情報は、支援を行うために必要な範囲内としましょう。

□ 個人情報を取得するときは、使用目的を本人に伝えましょう。

使用目的をきちんと相手にお伝えすることにより、本人も安心して情報を提供してもらえることにつながります。

□ 避難支援者にも同意を得ましょう

計画に記載された情報は、平常時には、避難支援等関係者に、災害時には、避難支援等関係者その他の者に、避難支援等の実施に必要な限度で、計画の情報を提供します。

そのため、避難支援者の情報を計画に記載する場合は、関係者への情報提供に関して同意を得た上で記載するようにしましょう。